

地域住宅団地再生事業 ～内閣府からの情報提供について～

令和 8 年 1 月
内閣府地方創生推進事務局



○お問い合わせ先（所管部署）
内閣府地方創生推進事務局 地域再生班
TEL : 03-6206-1388
E-mail : e.danchi-saisei.n6k@cao.go.jp

住宅団地再生のイメージ

- 主として高度経済成長期に開発された住宅団地については、急激な人口減少・少子高齢化、住宅・施設の老朽化、必要なサービスの提供や都市機能の低下等の様々な課題が顕在化しており、全国的にそれらの住宅団地の再生は急務となっている。
- そのため、所要の制度改正等により、**住宅団地の再生をこれまで以上に推進・深化**することとする。

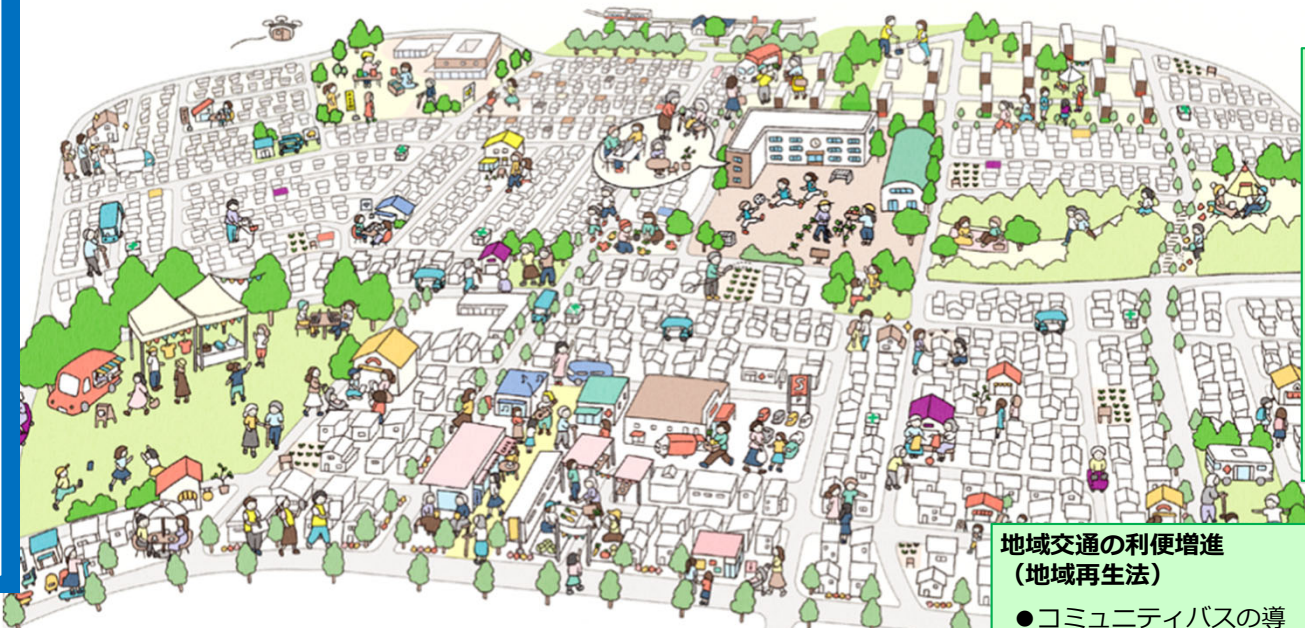
目指すべき住宅団地像

- 高齢者世帯や子育て世帯などのすべての居住者が、安心して活力ある生活を送ることができるような、**地域コミュニティ**が形成され活性化する“住宅団地”
- 自治体や民間企業のサポートも受けつつ、地域のために主体的に**活動する組織・リーダー**が活躍する“住宅団地”
- 既存の住宅・建築物や公共インフラを活用し、居住者のニーズや生活スタイルに合った用途、例えば、コミュニティ拠点、テレワークスペース、生活用品の販売店、福祉拠点、地域交通・地域物流の拠点等の**用途が柔軟に導入**される“住宅団地”
- 自家用車がない居住者の移動などの小規模需要に対応した**交通や宅配**のラストワンマイルの確保、いずれは自動運転や自動配達等も導入される“住宅団地”
- 自宅にいても、**介護・医療**等に加え、**見守りや生活相談**等のサービスが十分に受けられる“住宅団地”
- 住宅団地の高い魅力が伝わり、**子育て世帯等の新しい世帯が転居**してくるような、円滑に世代交代が進む“住宅団地”

地域コミュニティ・活動の推進 (地域再生法) (住宅市街地総合整備事業 (住宅団地ストック活用型) 等)

- 地域再生推進法人の位置づけ
- 協議会活動等へのソフト支援
- 地域再生推進法人による、**地域住宅団地再生事業計画の提案制度を創設**
- 既存の住宅・建築物や公共施設の改修への支援

地域活動の充実・住環境の向上



福祉の増進 (地域再生法)

- 有料老人ホームの開設、介護予防サービスの実施に関する届出等の手続きの特例★

利便性の高い場所に老人ホームを整備



地域交通の利便増進 (地域再生法)

- コミュニティバスの導入、貨物運送の導入に関する許可等の手続きの特例★
- 自家用有償旅客運送の導入に関する登録手続きの特例を創設★

住民によるコミュニティバスの運行



多様な用途の導入の促進 (地域再生法)

- 建築物の用途規制の緩和手続きの特例★
- 都市計画決定・変更手続きの特例★
- 建築物の用途規制の緩和手続きの簡略化★
- 廃校の高さ規制の緩和、非住宅への転用の際の容積率の緩和の特例を創設
- 都市公園の占用許可手続きの特例を創設★
- 廃校の低廉貸付を法律に位置づけ

空き家を地域住民が集うカフェに改修



公園の一部で日用品販売のマルシェを開催



廃校をコミュニティ拠点に改修



★は、手続きのワンストップ特例 (地域住宅団地再生事業計画に必要事項を記載し所用の手続を経て公表することで手続きを簡略化)

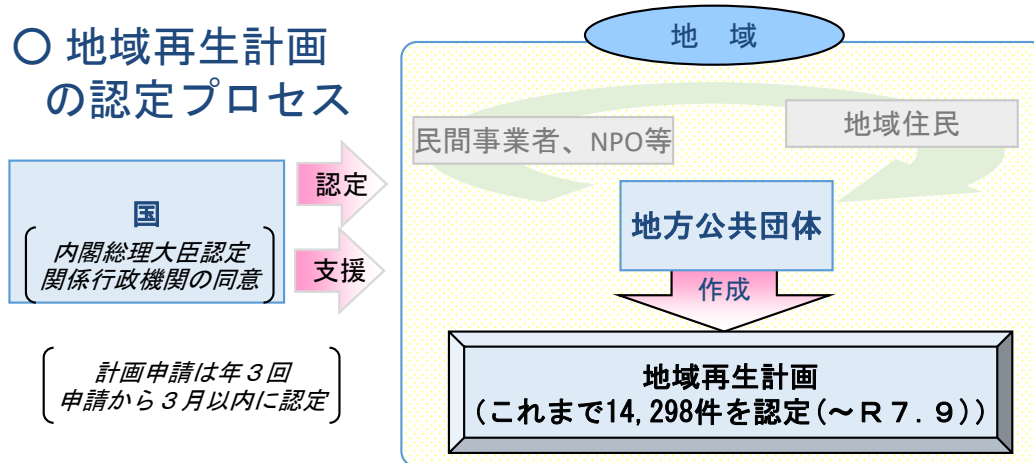
1. 地域再生制度及び地域住宅団地再生事業について

地域再生制度の概要

○ 地域再生法（平成17年法律第24号）

- 地方公共団体が作成する**地域再生計画**を内閣総理大臣が認定し、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「**就業の機会の創出**」「**経済基盤の強化**」「**生活環境の整備**」が3本柱
- 地域再生法は、各府省横断的・総合的な施策を載せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、地域再生基本方針（閣議決定）への適合を確認

○ 地域再生計画の認定プロセス



- 平成17年の法制定以降、9度の法改正(H19,20,24,26,27,28,30,R1,6)により、支援措置メニューを充実
- 特に、平成26年からの地方創生の流れに呼応し、支援措置メニューの強化が加速
- 地方創生全体の方向性を定める「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年法律第136号)と、個別地域における具体的な支援措置を提供する「地域再生法」の2法が両輪となって地方創生を推進

主な支援措置メニュー

- ① **新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)**(R6創設)
(注) デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ/地方創生拠点整備タイプ)(R4創設)等を新たに位置付けたもの。
(注) R6改正で、民間事業者が公共的施設等の整備を行う場合についても、地方公共団体が第2世代交付金を活用し補助する場合には、地方負担分を地方債の起債対象とすることとした。
- ② **企業版ふるさと納税**(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業)(H28創設)
- ③ **地域再生支援利子補給金**(H20創設)
- ④ **企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等**
(地方活力向上地域等特定業務施設整備事業)(H27創設、H30改正、R6改正)
- ⑤ **地域再生エリアマネジメント負担金**
(地域来訪者等利便増進活動計画)(H30創設)
- ⑥ **商店街活性化促進事業**(H30創設)
- ⑦ 「**小さな拠点**」の形成に係る手続・課税の特例
(地域再生土地利用計画)(H27創設)(小さな拠点税制)(H28創設、H30改正)
- ⑧ **生涯活躍のまち形成事業**(H28創設)
- ⑨ **地域住宅団地再生事業**(R1創設、R6改正)
- ⑩ **既存住宅活用農村地域等移住促進事業**(R1創設)
- ⑪ **民間資金等活用公共施設等整備事業**
(民間資金等活用事業推進機構(PFI推進機構)の業務特例)(R1創設)
- ⑫ **補助対象施設の有効活用**
(財産処分制限に係る承認手続の特例)(H17創設)

等

「地域住宅団地再生事業」の概要（令和6年改正）

令和6年4月19日改正地域再生法公布
(令和6年10月1日施行)

地域住宅団地再生事業の創設・拡充の経緯

【住宅団地をめぐる状況・課題】

- 住宅団地は高度成長期を中心に大量に供給され、5ha以上の規模に限っても、全都道府県に約3,000団地※が所在。
- 多くの団地で住民の高齢化が進行し、空き家の発生等が懸念される。また、住居専用地域の指定を受けていることが多く、建築可能な建築物が限定される。

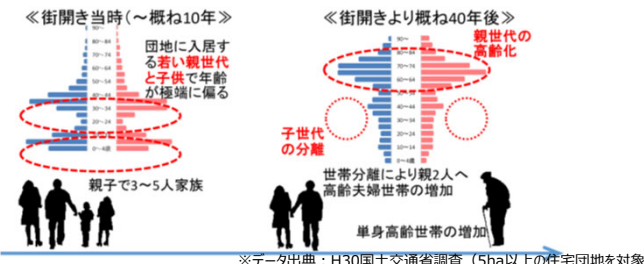
【令和元年改正 - 高度成長期型のまちから、多世代・多機能のまちへの転換】

市町村が、区域を定めて、多様な主体と連携して住宅団地再生のための総合的な事業計画を作成する、「地域住宅団地再生事業」を創設

【令和6年改正 - 官民共創の取組による、既存ストックの有効活用の促進】

地域住宅団地再生事業を拡充し、地域再生推進法人から市町村に対する計画作成等の提案を可能とするほか、各種特例を追加

【戸建分譲住宅団地の年齢階層の推移のイメージ】

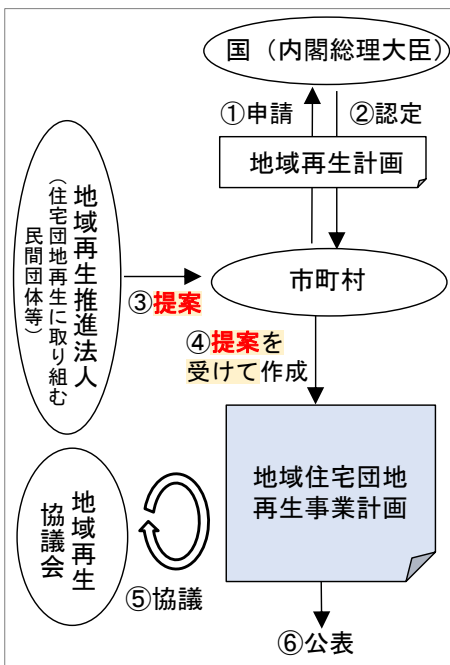


【生活利便施設や就業の場、福祉施設等の多様な用途・機能の導入例】



小学校跡にオフィス等を含む多世代交流拠点施設を整備した事例（春日井市高蔵寺ニュータウン）
住宅団地に介護、移動・配達支援、コワーキング等のサテライト拠点を整備した事例（三木市緑が丘地区）

事業実施までの手続



地域住宅団地再生事業のメリット

- (1)住宅団地に限定した区域の設定が可能
- (2)関係者全員が一堂に会することで総合的・一体的な施策の合意形成をスピーディに
- (3)事業実施に当たって支援が受けられる
 - ・必要な個別の手続（同意、指定、届出等）が不要に（ワンストップ化）
 - ・許可が必要な場合、予見可能性が向上
 - ・必要なノウハウの提供などのソフト面の支援

特例・支援の内容

- 建築物の整備方針に適合すれば特例許可を受けて用途地域で規制された用途の建築物を建築することが可能
- 団地再生に必要な用途地域の変更等の都市計画の決定・変更等を本計画で実施
- 有料老人ホームを開設する場合の知事への事前届出が不要
- 介護事業者としての指定があったものとみなす（事業者の申請が不要）
- コミュニティバスの導入や物流共同化等の事業計画について国交大臣の認定を得ることで個別の許認可・届出が不要

手続のワンストップ化

<拡充>

- 建築物の整備方針に適合すれば学校の用途を変更した場合にも引き続き高さ制限の適用を除外
 - 建築物の整備方針に適合すれば住宅の用途を変更した場合に住宅として適用されていた容積率の緩和措置を引き続き適用可能
 - 本計画に基づく日用品に係る露店等の施設による都市公園の占有は原則として許可
- 等

OUR(都市再生機構)による市町村へのノウハウ提供

地域住宅団地再生区域（地域再生法第5条第4項第11号）

自然的・経済的・社会的条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる、住宅の需要に応ずるため一体的に開発された相当数の住宅の存する一団の土地及びその周辺の区域であって、当該区域における人口の減少又は少子高齢化の進展に対応した都市機能の維持又は増進及び良好な居住環境の確保（住宅団地再生）を図ることが適当と認められる区域。

- 面積や住宅戸数、住宅のタイプ、住宅の管理主体などによる限定はない。
このため、例えば、公的賃貸住宅団地や民間戸建分譲住宅団地なども対象となる。
- 一体的な日常生活圏を構成していると認められるものであれば、一体的に開発されたいわゆる住宅団地の区域だけでなく、その周辺の住宅地や商業・業務地、公共施設用地等を含めることができる。
- 具体的には、地方公共団体の判断により、柔軟な区域設定が可能。

<区域のイメージ>



※一例としてのイメージであり、これよりも小規模なものや、集合住宅のみ又は戸建てのみの団地なども対象となりうる。

<戸建住宅団地>



<集合住宅団地>



「地域住宅団地再生事業」の全体像

地域住宅団地再生事業計画

任意的記載事項

講じられる措置(原則→特例措置)

地域再生計画の認定を受けた市町村

提案を受けて
計画作成

協議・
合意形成

地域再生協議会
・市町村
・都道府県知事
・地域再生推進法人
・計画に記載される
事業の実行者 等

指定
**地域再生
推進法人**
(住宅団地
再生に取り
組む民間団
体等)

提案
計画の
素案作成

委託
支援

**都市再生機構
(UR)**
計画作成や事業の
実施に必要な調査、
調整、技術の提供

多様な用途の導入

介護サービス等の
提供

交通手段の確保

拡充 住居専用地域建築物整備促進事業

特別用途地区建築物整備促進事業
地区計画等建築物整備促進事業

都市計画建築物等整備促進事業

新 特定区域住宅用途変更
特定建築物整備促進事業

新 特定区域学校用途変更
特定建築物整備促進事業

新 特定区域学校用途変更
特定施設運営事業

新 特定区域都市公園活用
生活利便確保事業

有料老人ホームを整備する事業

居宅サービス事業 等

住宅団地再生道路運送利便増進事業
住宅団地再生貨物運送共同化事業

新 住宅団地再生自家用有償旅客運送

建築審査会開催
公聴会開催
大臣同意

大臣同意

大臣同意

都市計画
審議会へ
の付議等

公告・縦覧

公告・縦覧

条例又は
議会の議決

公園管理者
同意

都道府県
知事同意

※一部を除く。

大臣同意

事業計画
公表

実施計画作成
大臣認定

・用途地域の制限に係る許可の特例

建築基準法第48条の特例許可(観点)
・良好な住居環境を害さない
・公益上やむを得ない
48条の特例許可(手続)
・公聴会開催・建築審査会の同意

特例許可の観点追加
・計画に記載した基本的方針に適合
特例許可の手続合理化
・※の手続を経た場合には、計画公表後の
許可申請時における公聴会開催、建築審査
会同意の省略が可能

・特別用途地区等に係る承認の特例

特別用途地区等内の用途規制を条例で緩和
する場合には国交大臣の承認が必要

承認があったものとみなす

・都市計画の決定等の特例

都道府県知事への協議等を経て、
都市計画の決定又は変更をする必要

決定又は変更みなし

・建築物の容積率の算定に係る認定の特例

特定の用途の建築物に限り、容積率の算定
に当たって、一部の床面積を算入しない

当該不算入部分を有する住宅の用途を変更
する際に、住宅団地再生を図るためにやむ
を得ず、交通上、安全上、防火上、衛生上支
障がないと認められる場合は、引き続き当
該部分の床面積を算入しない

・建築物の高さの限度に係る許可の特例

学校等であって、その用途上やむを得ないと
認めて特定行政庁が許可したのものには、高さ
の制限を適用しない

当該許可を受けた学校の用途を変更する際
に、住宅団地再生を図るためにやむを得ず
低層住宅における良好な住居環境を害する
おそれがないと認められる場合は、引き続き
高さ制限を適用しない

地域再生推進法人が廃校(普通財産)の低廉貸付け等(条例又は議会の議決が必要)を受けて施設の
運営ができる旨規定(地方自治法の確認規定)

・都市公園の占用の許可の特例

都市公園に公園施設以外の施設等を設けて占用
しようとするときは、公園管理者の許可が必要

公園管理者は、事業計画に基づく日用品販
売等のための占用が技術的基準に適合す
る場合には、許可を与える

・有料老人ホームの届出の特例

有料老人ホームを設置しようとする者は、
都道府県知事に事前届出が必要

事前届出不要

・居住サービス事業等に係る指定の特例

居住サービス事業等の介護保険の事業を
実施する場合、都道府県知事等の指定が必要

指定があったものとみなす

・一般旅客自動車運送事業の許可等の特例、
貨物利用運送事業法の特例

事業者が個々に認可手続等を行う必要

許認可等を受けたものとみなす

・自家用有償旅客運送の登録等の特例

自家用有償旅客運送を行おうとする者は、
国土交通大臣の登録が必要

登録等を受けたものとみなす

概要

- 各住居専用地域における用途規制は、特定行政庁が一定の手続を経た上で、「住居環境を害するおそれがない」又は「公益上やむを得ない」と認めた場合に限り、特例許可によって緩和することができるが、個別に慎重な判断が必要。
- 現行地域再生法の特例措置により、認定市町村が「建築物の整備に関する基本的な方針」を記載した地域住宅団地再生事業計画を作成・公表したときは、特定行政庁は、「当該方針に適合すると認める場合」にも特例許可を行うことが可能。
- 今般、認定市町村が事業計画を作成プロセスで、事前に特例許可に必要な手続（公聴会の開催・建築審査会の同意）を行うことを可能とし、特例制度の更なる円滑化を図る。

改正の内容

特例許可手続

【認定市町村】

国土交通大臣の同意を得て、「建築物の整備に関する基本的な方針」が記載された地域住宅団地再生事業計画を作成・公表

※ 計画案について、公聴会による意見聴取をし、建築審査会への同意を得ることが可能。

【建築主等】

特例許可申請

【特定行政庁】

公聴会の開催

【特定行政庁】

建築審査会の同意

【特定行政庁】

特例許可

今回改正の効果
※の手続を経た場合に省略可能

（活用イメージ）

- 事務所の立地が制限されている第一種低層住居専用地域で廃校をコワーキングスペース等への用途変更を許可



用途変更



<特定行政庁が許可できる場合>

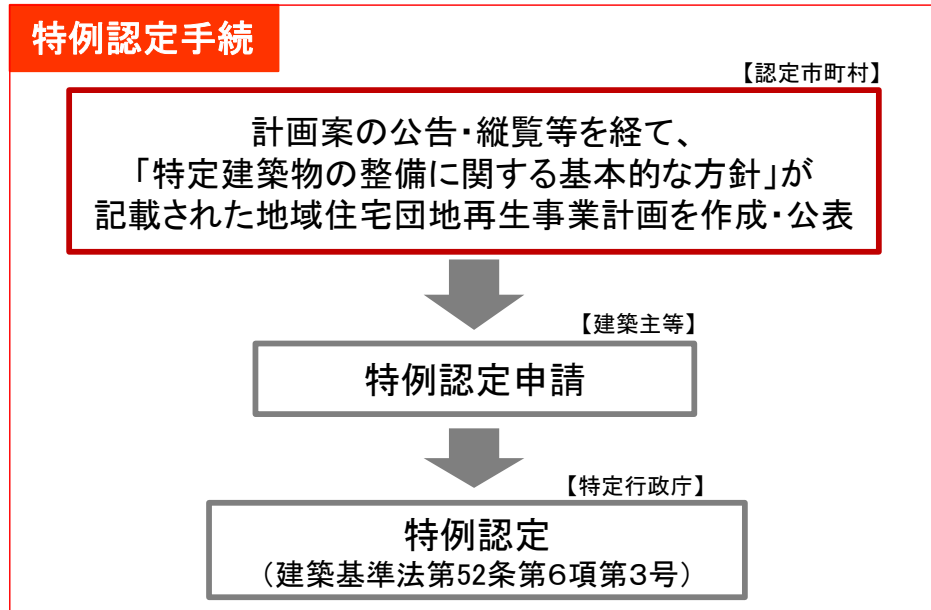
- ◇ 各用途地域の住居環境を害するおそれがないと認める場合
 - ◇ 公益上やむを得ないと認める場合
 - ◆ 地域住宅団地再生事業計画に定められた基本的方針（用途地域の指定の目的に反しないものに限る。）に適合すると認める場合
- <令和元年の改正において措置済の特例>

概要

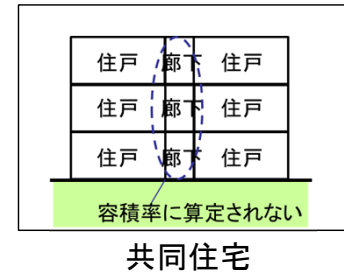
- 建築基準法の容積率の算定にあたっては、建築物の用途に応じて一部の床面積を算入しない緩和措置(共同住宅の共用廊下、駐車場等)が設けられている。このため、住宅の用途を変更して、特定建築物(日常生活に必要な施設の用途に供する建築物)にしようとすると、これらの緩和措置を使えず、既存住宅をそのまま活用できない場合がある。
- 認定市町村が、「特定建築物の整備に関する基本的な方針」が記載された地域住宅団地再生事業計画を作成・公表したときは、特定行政庁は、「容積率が算入されない部分を有する住宅の用途を変更して、基本的な方針に適合する建築物」とする場合において、引き続き、当該部分を容積率に算入しないこととするための特例認定を行うことができるとする。

改正の内容

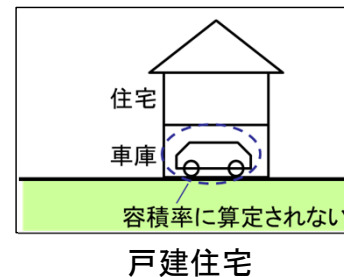
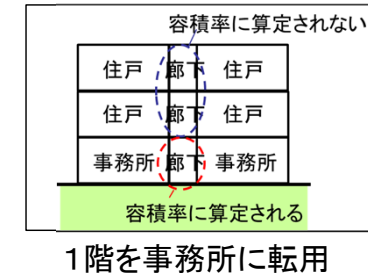
特例認定手続



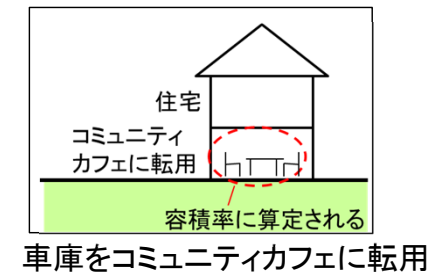
(活用イメージ)



用途変更



用途変更



<特例認定の対象>

- ①従前が容積率に算入されない部分を有する住宅で、
- ②用途を変更して「基本的な方針」に適合する建築物とする場合における当該部分
- ③(1)かつ(2)と特定行政庁が認めるもの
 - (1)住宅団地再生を図るためにやむを得ない
 - (2)交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない

<特例認定の効果>

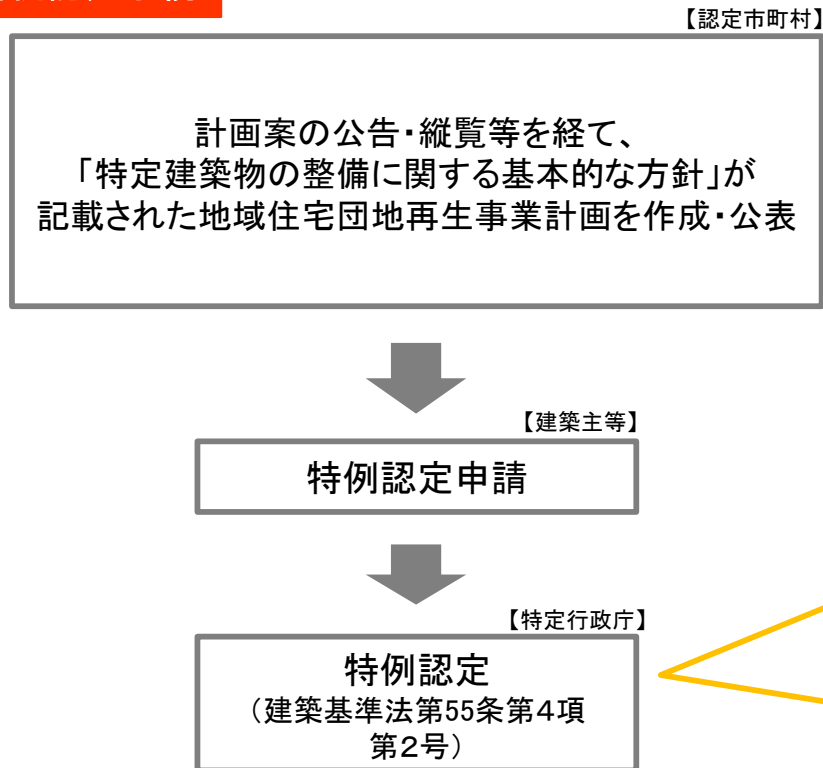
認定を受けた部分は、引き続き、容積率に算入されない

概要

- 建築基準法の第一種低層住居専用地域等における建築物の高さの制限は、「学校等であって、その用途上やむを得ない」と特定行政庁が認めて許可した場合に限り、適用除外することができる。
- 一方で、当該許可を受けた学校が廃校となり、用途を変更して、特定建築物(日常生活に必要な施設の用途に供する建築物)にしようとする、当該制限が支障となり校舎等の既存建築物をそのまま活用できない場合がある。
- 認定市町村が、「特定建築物の整備に関する基本的な方針」が記載された地域住宅団地再生事業計画を作成・公表したときは、特定行政庁は、「許可を受けた学校の用途を変更して、基本的な方針に適合する建築物」とする場合において、引き続き、当該建築物の高さ制限を適用除外するための特例認定を行うことができることとする。

改正の内容

特例認定手続



(活用イメージ)



廃校

用途変更



地域の交流拠点

<特例認定の対象>

- ① 建築基準法第55条第4項第2号の許可を受けた学校で、
- ② 用途を変更して「基本的な方針」に適合する建築物とする場合における当該建築物
- ③ (1)かつ(2)と特定行政庁が認めるもの
 - (1) 住宅団地再生を図るためにやむを得ない
 - (2) 低層住宅に係る良好な住居環境を害するおそれがない

<特例認定の効果>

認定を受けた建築物は、引き続き、高さ制限を適用しない

地域住宅団地再生事業に関して、「各種特例措置等の詳細」や「全国の住宅団地再生の取組」をまとめたガイドラインのほか、「住宅団地再生に活用可能な支援制度」や「地域再生計画・地域住宅団地再生事業計画の記載例」等を掲載している。

地方創生

政策

事例・分析

報道

検索 お問合せ

Facebook X YouTube

地方創生 > 地域再生 > 住宅団地の再生

地域住宅団地再生事業とは

About

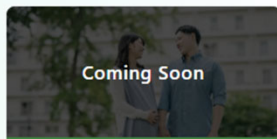
市町村が、区域を定めて、多様な主体と連携して住宅団地再生のための総合的・一体的な事業計画を作成することで、多様な建物用途の導入や地域交通の利便性向上、介護サービス等の充実に係る各種行政手続をワンストップ化し、また、用途規制の緩和等の実質的な特例措置等を受けることができる、住宅団地再生の円滑な実現を図るための事業です。



地域住宅団地再生事業についてもっと知る



住宅団地再生に活用可能な支援措置の紹介



Coming Soon

取組事例



ハンズオン支援



ガイドライン・関連資料・関係法令リンク集

様々な課題をかかえる住宅団地の問題を解決しませんか？

仮

多世代が安心して暮らせる、新しい地域のかたちへ

ホームページを刷新し、事例を追加予定。
「内閣府 地域住宅団地再生事業」で検索！

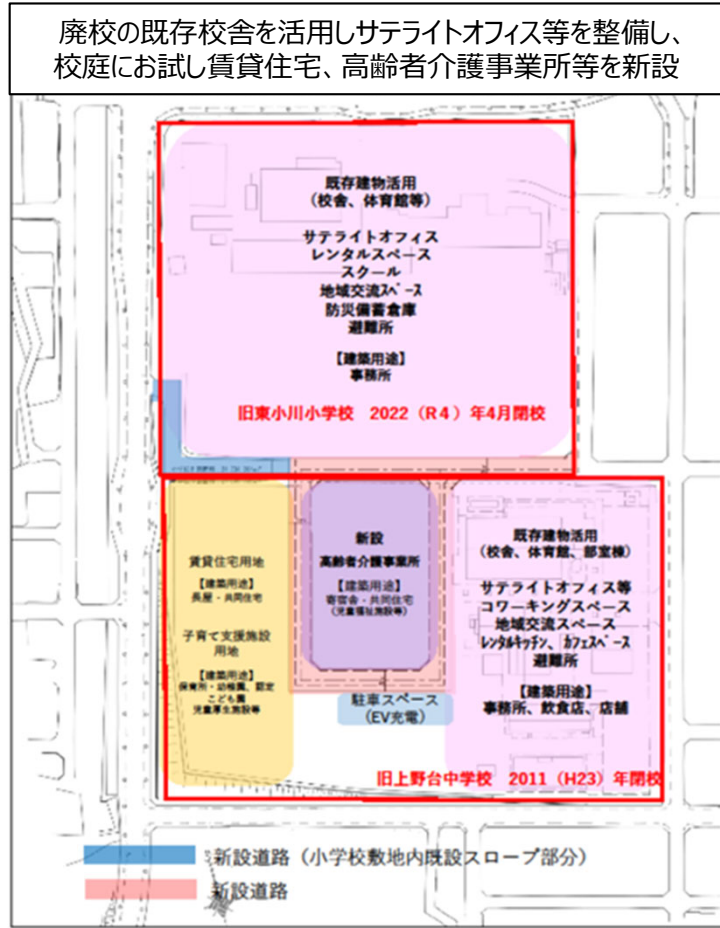
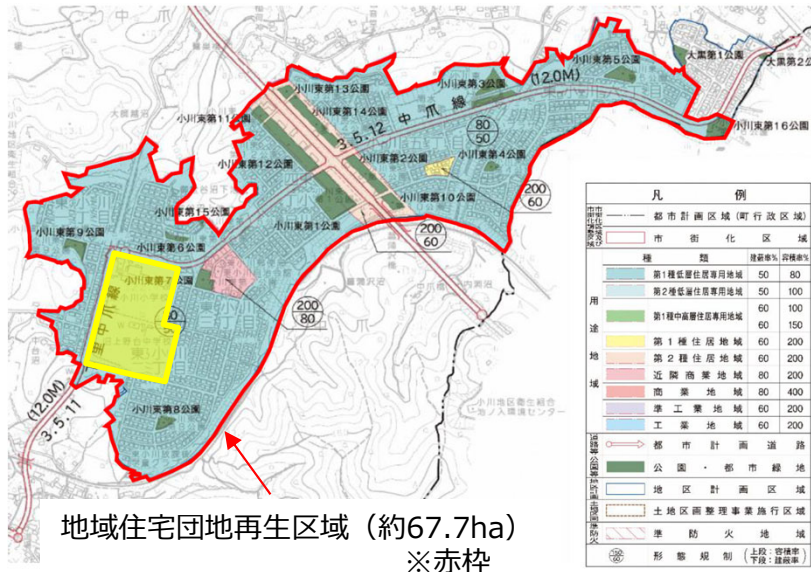
※デザインは現時点版のため、変更となる場合がある。

2. 住宅団地再生の取組事例

埼玉県小川町「東小川住宅団地 地域住宅団地再生事業」の概要

「東小川住宅団地の多世代共生・持続可能なまちづくり」

学校跡地にサテライトオフィス、お試し賃貸住宅、高齢者介護事業所等を整備・導入するとともに、空き家などの利活用を促すことで、住宅団地の既存ストック活用・多様な主体との連携による住み続けられるまちづくりを目指す。



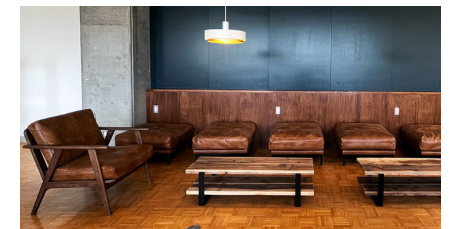
ドローンスクール/小学校スタジオ



コワーキングスペース



レンタルキッチン (菓子製造業・飲食店営業)



共用スペース (ラウンジエリア)

<経緯>

- 昭和56年 民間事業者が大型住宅団地として開発 (約67.7ha)
- 昭和58年 東小川小学校開校
- 平成4年 上野台中学校開校
- 平成23年 上野台中学校閉校
- 令和2年 東小川小学校が3年以内に他校に統合されることにより
学校跡地を活用した住宅団地再生を政策決定
民間中心の施設整備とし、学校跡地に導入する用途を検討
- 令和3年3月 地域再生計画認定
- 令和3年 学校跡地の事業者公募・地域再生協議会設置
- 令和4年3月 地域住宅団地再生事業計画作成・公表
- 令和4年4月 東小川小学校閉校
- 令和4年8月 学校跡地の用途地域を変更
第一種低層住居専用地域 (80/50) → 第一種住居地域 (200/60)
- 令和4年～ 学校跡地の施設整備開始
- 令和6年6月 地域住宅団地再生事業計画変更

<事業計画記載の事業内容>

- ① コワーキングスペース、サテライトオフィスの整備
- ② レンタルキッチン・カフェスペース等の整備
- ③ 移住促進のためのお試し居住用賃貸住宅の整備
- ④ 子育て支援施設の整備
- ⑤ 高齢者介護事業所等の整備
- ⑥ 交通手段維持・確保のためのバス事業者への補助
- ⑦ デマンドタクシー運行事業
- ⑧ 通勤者座席指定券購入費の補助
- ⑨ 空き家バンク、空き家活用促進事業
- ⑩ 観光案内所運営・移住サポートセンター事業
- ⑪ 小川町SDGsまち×ひとプロジェクト
- ⑫ 元気の農業応援事業 ※①～⑤を学校跡地に整備

<地域再生協議会構成員>

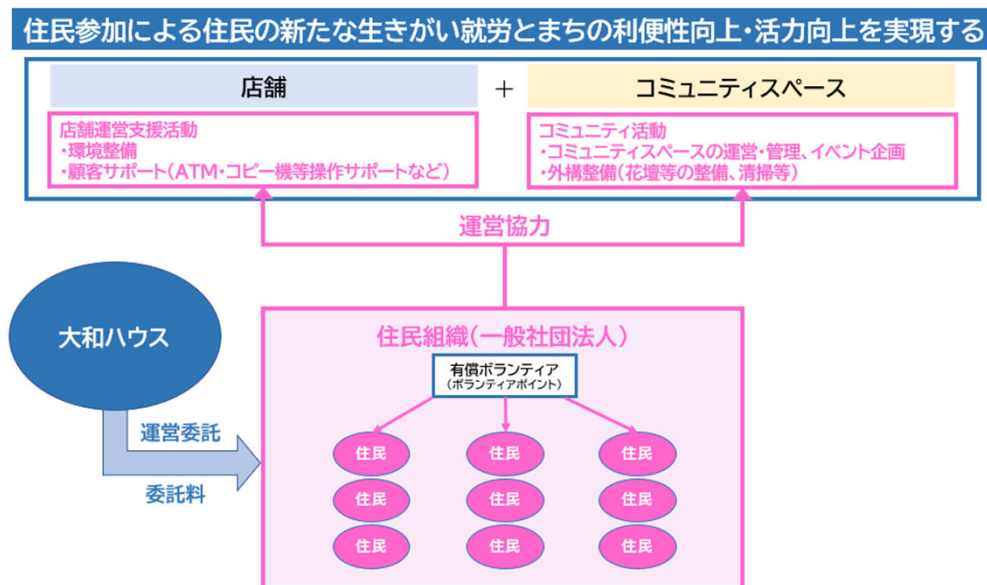
- ・小川町
- ・埼玉県
- ・事業者(介護事業者)
- ・地域住民(自治会長・区域代表者)

地方創生における住宅団地の再生事例【神奈川県横浜市 上郷ネオポリス】

- 昭和45年頃からニュータウン開発が進み、現在は高齢化が進行し、空き家の発生懸念。
- 自治会を中心に多主体が連携したまちづくりを展開。
 - ・自治会と民間事業者が協定締結(平成28年)、民間事業者と市が協定締結(令和2年)。
- 民間事業者がまちの拠点を整備し、住民主体の運営・新たなサービス・生きがい創出などに取り組む。
 - ・建築基準法第48条ただし書き許可を取得し、第一種低層住居専用地域にコンビニ併設型コミュニティ施設を整備。
 - ・住民団体が立ち上げた一般社団法人がボランティアを募集し施設内外の美観整備やイベントの企画・運営を実施。



第一種低層住居専用地域に、建築基準法48条ただし書き許可を取得し「コンビニ併設型コミュニティ施設」を整備。地域住民が気軽にくつろげる憩いの空間を創出。



イベント・買い物での賑わい



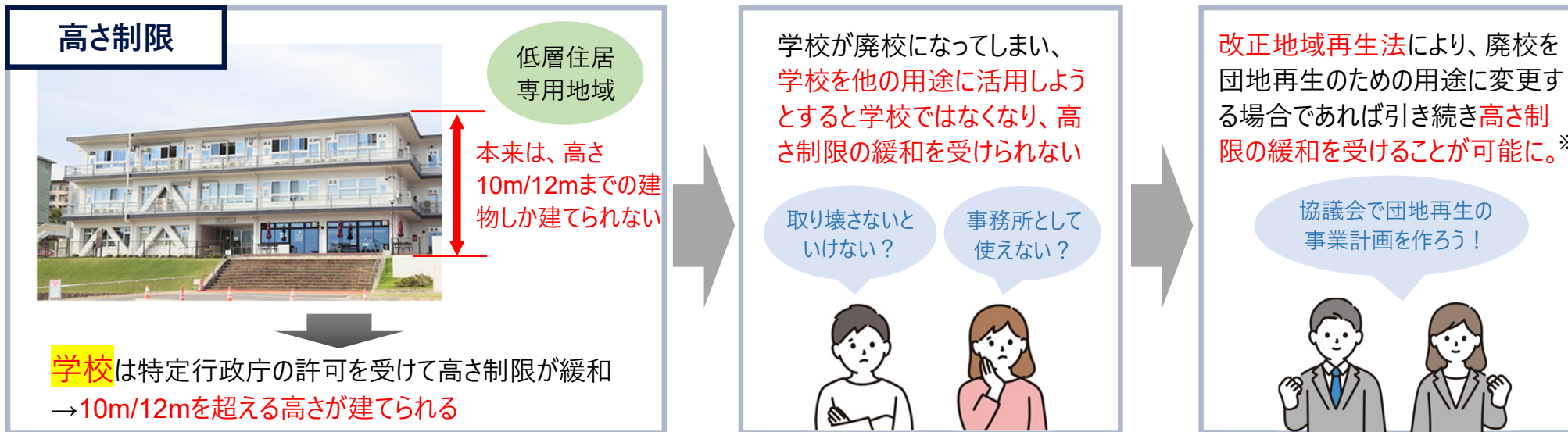
戸建住宅団地の街並み



グリーンスローモビリティ
実証実験



移動販売



※基本的方針が記載された事業計画を公表後、特定行政庁は特例認定を行うことができる。

< 廃校を複合施設に整備(イメージ) >



廃校を活用し、地域住民が活用できる coworkingスペース、カフェ、日用品販売店舗のほか、診療所や産後ケア、保育園、子ども食堂などを整備。

⇒地域交流機能を集約し、**地域コミュニティが活性化**することで団地再生を推進。

財政支援

新しい地方経済・生活環境創生交付金
第2世代交付金
(拠点整備事業)

や既存の国庫補助金などを組み合わせた取組や拠点整備を支援

※「学校」を低層住居専用地域で不可とされている用途にする場合は、別途特定行政庁の許可を受けることが必要。この際、総合的・一体的な事業計画を作成することで各事業を**ワンストップ**で措置することが可能。スピーディに住宅団地再生を実現。

用途制限



低層住居
専用地域

本来は、住宅などの用途しか建てられない

空き家になってしまい、住宅以外の用途にし、活用しようとする用途制限により、個別に許可を要し、手続きに時間もかかる

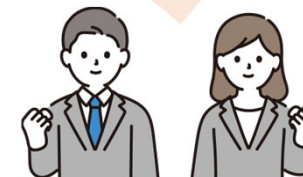
使わない空き家があるけどどうしよう...

地域のために使えない？



改正地域再生法により、団地再生事業計画にあらかじめ記載された用途については、迅速な許可手続きが可能に。

協議会で団地再生の事業計画を作ろう！



< 空き家の活用例(イメージ) >

多世代の交流

住み続けられるまち

職住育近接



ミニデイサービス



コワーキングスペース



保育等を行う子育て支援拠点



まちの魅力発信拠点施設

財政支援

住宅市街地総合整備事業（団地ストック活用型）や空き家総合事業等により、整備を支援

空き家を活用し、地域住民が活用できるコワーキングスペース、カフェ、日用品販売店舗のほか、こども食堂などを整備。地域交流機能を集約し地域コミュニティが活性化することで団地再生を推進。

※共同住宅の空室を他の用途に変更する場合、共用廊下部分等の面積が容積率の算定に算入されるが、団地再生のための用途に変更する場合は引き続き共用廊下部分等を容積率算定の面積に算入しないことが可能

住宅団地が抱える課題

団地内の
商店の閉鎖



団地内の
バス路線の
減便・撤退



買物をする場所がないなあ



なかなか買物に
出かけられないなあ



高齢者の
運転免許
返納



坂道が
多い



新しくつくる

小規模店舗を誘致して
生活利便施設を整備

第一種低層住居
専用地域には店舗を
建てるできない

特例

特定行政庁の
許可を得て可能

・事業計画公表前に公聴会を実施し、建築審査会の同意を得ることが可能
・事業計画の基本的な方針に適合する場合、特定行政庁は建築基準法第48条ただし書許可が可能
※事業計画の公表には国土交通大臣の同意が必要



第一種低層住居専用地域に整備されたコンビニ併設型コミュニティ施設

新しい地方経済・生活環境創生交付金
第2世代交付金
(拠点整備事業)

都市公園を活用する

マルシェを開催して
青果や日用品などを販売

事業者が定期的に
マルシェを開催
⇒毎回占用許可が
とれるか不安

特例

事業計画の公表から
2年間占用許可が
円滑化される

・公園管理者は都市公園法第7条の規定にかかわらず、技術的基準に適合する場合、占用許可を与える
※事業計画の公表には公園管理者の同意が必要



都市公園にて開催されているマルシェ

新しい地方経済・生活環境創生交付金
第2世代交付金
(ソフト事業)

既存ストックを活用する

既存の住宅の空き室などを活用して
日用品や食料品を販売

住宅を住宅以外の
用途に転用すると
容積率の特例が
使えなくなってしまう
可能性がある

特例

特定行政庁の
特例認定を
受けることが可能

・共同住宅の共用廊下、駐車場等の容積率緩和措置を引き続き受けられる
・事業計画の基本的な方針に適合する場合、特定行政庁は特例認定が可能



団地内の空き室を活用した惣菜店

住宅市街地
総合整備事業
(団地ストック型)

※画像は事業のイメージであり、記載の交付金・補助金を活用しているものではない。

移動手段を確保する



バス便も少ないし
バス停から遠くて
そもそもこまで行けないわ

自家用有償旅客運送にて
交通空白地の移動を支援

・事業計画の公表をもって実施主体は道路運送法に基づく登録等をしたことみなす
※事業計画の公表には国土交通大臣の同意が必要



自家用有償旅客運送

新しい地方経済・生活環境創生交付金
第2世代交付金
(ソフト事業)

3. 住宅団地再生に活用可能な主な支援制度

住宅団地再生に活用可能な主な支援制度

① 主な支援事業

計画策定、協議会活動等ソフト事業に対する支援	国の担当部署	住まいの確保等に対する居住支援	国の担当部署
新しい地方経済・生活環境創生交付金 (第2世代交付金：ソフト事業)	内閣官房・内閣府	サービス付き高齢者向け住宅整備事業	国土交通省
住宅市街地総合整備事業（住宅団地ストック活用型）	国土交通省	人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業	国土交通省
住宅団地再生推進モデル事業	国土交通省	こどもの居場所づくり支援体制強化事業	こども家庭庁
交流拠点等の整備に対する支援	国の担当部署	モビリティの確保に対する支援	国の担当部署
新しい地方経済・生活環境創生交付金 (第2世代交付金：拠点整備事業)	内閣官房・内閣府	新しい地方経済・生活環境創生交付金 (第2世代交付金：ソフト事業)	内閣官房・内閣府
地域再生支援利子補給金	内閣府	地域公共交通確保維持事業	国土交通省
都市再生整備計画事業 (社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金)	国土交通省	地域の公共交通×脱炭素移行促進事業	環境省・国土交通省
都市構造再編集集中支援事業	国土交通省		
スモールコンセッション（先導的官民連携支援事業）	国土交通省		
既存ストックの改修による施設整備に対する支援	国の担当部署	② アドバイザー紹介・派遣等	
空き家対策総合支援事業	国土交通省	事業名	国等の担当部署
（上記のうち）空き家対策モデル事業	国土交通省	地域活性化伝道師	内閣府
優良建築物等整備事業（既存ストック再生型）	国土交通省	PPP/PFI専門家派遣制度	内閣府
マンション総合対策モデル事業	国土交通省	URによる団地再生コーディネート業務	内閣府 (都市再生機構)
長期優良住宅化リフォーム推進事業	国土交通省	スモールコンセッション（専門家派遣）	国土交通省

URによる住宅団地再生に係るコーディネート業務の特例

概要

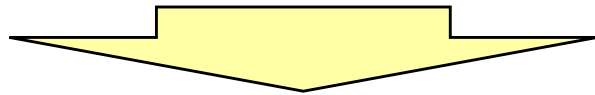
○独立行政法人都市再生機構（UR）が、自ら管理する団地の再生等で蓄積してきた経験・ノウハウを提供し、UR団地以外の住宅団地において、市町村が取り組む団地再生を支援する。

地域の団地の課題

- ・高齢者の医療、福祉、買物支援などのニーズ、子育て世帯の保育ニーズなどの高まり
- ・人口減少等により生活に必要なサービス供給が不足
- ・団地再生には住民、地域の事業者や各種団体など様々な主体との調整が必要

地方公共団体の課題

- ・団地再生の経験、ノウハウの不足
- ・団地再生に必要な調整等まちづくりを担う人材不足



地方公共団体の団地再生の取組

認定地域再生計画に基づく地域住宅団地再生事業として、団地に医療、福祉、子育て支援、生活利便等に関する機能を新たに導入



(参考) 小学校跡施設を利用して、福祉施設を導入。(北海道北広島市)

(URによるUR団地再生の取組例)



UR団地内の集会所を改修し、地域包括支援センター、医療介護サポートセンターなどを誘致。高齢になっても住み続けられる住環境を整備

<URによるコーディネート>

- 地域住民の声を反映し、団地に必要な機能や事業スキームを検討
- 地方公共団体、自治会、医療関係者などの関係者による協議会の立上げ、運営を支援 等

※UR法により再開発等に関するコーディネート業務は行えるが、団地の利便施設の導入等に必要な業務は行えない

UR団地再生の経験やノウハウを活用

地方公共団体の取組を支援

構想・計画段階

事業化検討・立上げ段階

事業実施段階

URによる団地再生コーディネート業務 (調査、調整、技術の提供)

- 住民のニーズ調査、団地再生に向けた地域の連携体制の構築を支援
- 団地への医療、福祉等の機能の導入に向けたシナリオづくり
- 団地再生事業のスキーム検討、計画作成
- 地域の合意形成支援
- 民間事業者の誘導方策の検討
- 事業実施手続の支援

※URは、地方公共団体から委託を受けコーディネート業務を実施

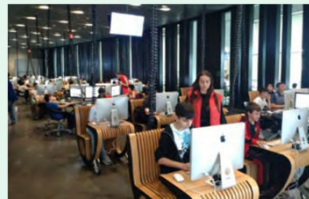
新しい地方経済・生活環境創生交付金について

新しい地方経済・生活環境創生交付金

第2世代 交付金

地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押し。

最先端技術教育の拠点整備・実施
(ソフト・ハードの一体的支援)



農産物直売所・多世代
交流施設の一体的な整備
(分野横断的な支援)



地域の多様な主体が参画する
仕組みの構築



国の伴走支援の強化



デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に
資する取組を支援

書かない窓口



地域アプリ



オンライン診療



地域防災 緊急整備型

避難所の生活環境を抜本的に
改善するため、地方公共団体
の先進的な防災の取組を支援

地域産業構造転換 インフラ整備推進型

半導体等の戦略分野における
国家プロジェクトの産業拠点
整備等に必要となる関連イン
フラの整備を機動的かつ追加
的に支援

第2世代交付金の概要

- 地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押しする。

◆ 制度概要

① 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた、地方創生に資する地域の独自の取組を支援

※地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する事業を支援。

② ソフト+ハードや分野間連携の事業を一体的に支援するとともに、国による伴走支援を強化

- 申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。

③ 事業の検討・実施・検証の各段階において、地域の多様な主体が参画する仕組みの構築

- 産官学金労言の参画による事業の進捗状況・効果測定を実施し、効果検証及び評価結果・改善方策の公表を義務化する。

◆ 評価基準

目指す将来像及び課題の設定

KPI設定の適切性

自立性

地域の多様な主体の参画

	事業計画期間	交付上限額・補助率
ソフト事業	原則 3 か年度以内 (最長 5 か年度)	1 自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
拠点整備事業	原則 3 か年度以内 (最長 5 か年度)	1 自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
インフラ整備事業	原則 5 か年度以内 (最長 7 か年度)	1 自治体当たり事業計画期間中の総国費 都道府県：50億円 (単年度目安10億円) 中枢中核：20億円 (単年度目安4億円) 市区町村：10億円 (単年度目安2億円) 補助率：1/2等 (各省庁の交付要綱に従う)

(注1) 拠点整備事業及びインフラ整備事業における単年度の交付上限額は目安とする。

(注2) 拠点整備事業の1事業当たりの事業計画期間における交付上限額(国費)について、都道府県・中枢中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする。

(注3) 新規事業の通常の申請上限件数は、自治体の規模を問わず、10件とする。一定の条件を満たす事業については、通常の申請上限件数の枠外として、2件の申請を可能とする。

(注4) インフラ整備事業は、ソフト事業又は拠点整備事業との組み合わせを要件とする。

地域未来交付金（内閣府地方創生推進室）

令和8年度概算決定額 1,600.0 億円

（令和7年度予算額 2,000.0億円）

事業概要・目的

○地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、東京一極集中の是正や地場産業の付加価値向上、小規模自治体への徹底支援を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、大規模な地方創生策等を推進する。

○地場産業の付加価値向上など、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しする。

○人口急減地域を含む小規模自治体も交付金を十分に活用できるよう、国が申請から実施まで徹底的にサポートする。

事業イメージ・具体例

○主な対象事業

- ・地方の大きな伸び代と地域の特性を最大限に活かすため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域の独自の取組を支援。
- ・各地方公共団体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が、真に地方の活力を最大化することに繋がるような取組を支援。

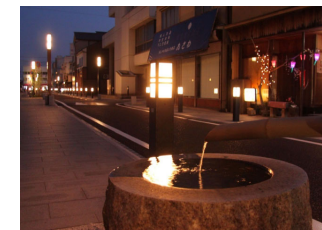
スタートアップ支援拠点の整備



地場産品の販売促進



温泉施設等観光拠点の整備



資金の流れ



交付金



都道府県
市区町村


※地方財政措置については検討中。

※上記事業のうち、公共事業関係費予算は、各省庁への予算移替がある。

期待される効果

○地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、東京一極集中の是正や地場産業の付加価値向上、小規模自治体への徹底支援を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築する。

事業概要【地域共生社会実現に向けた地域コミュニティ活性化事業】


申請者	栃木県宇都宮市				初回採択回	令和7年度第1回募集
事業計画期間	R7-R9年度				期間中の総事業費 (カッコ内はR7年度事業費)	95,161千円 (33,361千円)
経費の種類	ソフト事業	✓	拠点整備事業		インフラ整備事業	事業分野 まちづくり分野
目的・効果	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティの要である自治会の活性化や女性をはじめ誰もが活躍できる社会の実現、買物などの基本的な日常生活に不可欠なサービスの維持、移住定住施策の更なる強化などにより、地域コミュニティの充実を図り、生活環境の創生に取り組む。 日常生活に不可欠な「買物」をきっかけとして外出を促し、「買物」を通して地域住民と「交流」する機会を創出することで、高齢者の生活の質の向上、社会参加の促進を図る。 					
事業概要・主な経費	<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会への加入促進・活動の活性化を図り、魅力あるコミュニティの形成に寄与する。 働くことを希望する女性が生き生きと地域社会で活躍できる環境づくりに取り組む。 移動販売と交流の場の整備を行うことで、高齢者の生活の質の向上や社会参加の促進を図る。 東京圏の街頭広告等への配信の展開のほか、女性・若者が住みやすい、安心・安全なまちを創出し、移住定住に踏み切りやすい環境づくりに取り組む。 <p>【ソフト事業経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治会への加入促進・活動の活性化 自治会デジタル活用支援等（補助金） 7,881千円 ○女性活躍の促進 仕事と健康課題の両立支援事業等（委託費） 5,250千円 ○移動販売と合わせた交流の場の整備事業 移動販売（補助金） 4,830千円 ○東京圏の移住定住の促進 東京圏へのプロモーションの実施等（交付金） 15,400千円 					
地域の多様な主体の参画	<p>学生等から意見を聴取し、本市が提供するサービス内容に反映する。 東京圏への人口流出を抑制するため、ウェブメディアに、若者・女性に訴求する効果的なプロモーションについて意見を聴取し、事業内容への反映に取り組む。</p>				KPI	<ul style="list-style-type: none"> ①移住定住に関する相談のうち実際に本市へ移住した人の数（+180人） ②日常生活の中で、「絆」や「つながり」を感じる市民の割合（+11.40） ③地域における交流の場への参加者延べ人数（年間）（+7,208人） ④宇都宮市男女共同参画推進事業者表彰「きらり大賞」表彰事業者数（+36事業所）

第2世代交付金の採択事例（交流拠点等の整備に対する支援①）

事業概要【買物弱者救済施設及び地域住民・コミュニティ交流拠点施設整備事業について】

申請者	岐阜県美濃市				初回採択回	令和7年度第2回募集
事業計画期間	R7年度				期間中の総事業費 (カッコ内はR7年度事業費)	72,800千円 (72,800千円)
経費の種類	ソフト事業		拠点整備事業	✓	インフラ整備事業	事業分野 生活環境の創生
目的・効果	<ul style="list-style-type: none"> 買物弱者を救済する施設を整備することで、日常生活に不可欠な買物サービスを持続的に提供する。 					
事業概要・ 主な経費 <small>※経費内訳はR7年度事業費</small>	<p>【事業概要】 本施設は地域の買物弱者が利用できる施設を整備するとともに、当該施設に交流拠点機能を付与し、地域住民や周辺施設を利用する観光客等の休憩・交流目的の利用を図ると同時に、当該観光客等に市内の観光PRを行う。協定を結んだ民間事業者を指定管理者として施設の運営を行わせる。</p> <p>【施設概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地：岐阜県美濃市蔵生1708番地5 延床面積：60坪 整備内容：買物スペース、イートインスペース（地域住民や周辺施設を利用する観光客の休憩・交流スペース）、観光案内スペース 施設概要：食料品・日用品の購入が可能なコンビニエンスストア的機能を備えるほか、地域住民や周辺施設を利用する観光客が休憩できるイートインスペース機能等も付与する。 <p>【事業概要】 買物弱者救済施設を美濃市が整備し、協定を結んだ民間事業者を指定管理者として施設の運営を行わせる。</p> <p>【拠点整備事業経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物整備 60,500千円 設備整備 8,800千円 備品整備経費 3,500千円 					
地域の多様な 主体の参画	民間事業者：当該施設の指定管理 自治会：地区住民の意見の吸い上げ、市の実施するアンケートへの協力				KPI (★は必須KPI) <small>※カッコ内の数値は最終事業年度までの「KPI増加分の累計」の目標値</small>	★① 1年間の転出者数 (-10人) ②美濃市の観光客数 (+81,555人) ③美濃市の観光消費額 (+115,565千円)

事業概要【住宅団地再生事業 青山7丁目団地再耕プロジェクト交流拠点整備】 旧制度 (拠点)

申請者	兵庫県三木市	初回採択回	令和6年度第2回募集
事業計画期間	R6-R7年度	期間中の総事業費 (カッコ内はR7年度事業費)	1,000,000千円 (863,500千円)
事業タイプ	地方創生拠点整備タイプ	事業分野	まちづくり分野
目的・効果	高度経済成長期に開発が進んだ緑が丘・青山地区郊外型戸建住宅団地のまちびらきから50年が経過し、「人口減少・高齢化・空き家」等の課題が顕著になっている。そのため、ライフステージに応じた住み続けられるまちづくりに向けた団地再生事業として、公民連携によりそれぞれの強みを生かした役割分担の中で、100年先も住み続けたいまちの魅力につながる拠点を整備するとともに、住み替える仕組みを構築し、民間投資を促す戸建て住宅団地の再生を図る。		
整備内容・利活用方策 <small>※経費内訳はR7年度事業費</small>	交流拠点において、新しい働き方(テレワーク等)や、多世代が交流、先端技術等を有する企業誘致に加え、デジタルとリアルをつなぐフィールドとして、地域課題解決型官民連携実証事業等、まちの魅力向上を図り、民間企業の投資を促す。拠点から地域の課題解決にむけた市内事業者×市外事業者による新たな稼ぐ力の創出を図る。 ○施設整備等(設備整備・用地造成を除く)の内容 【建築物本体工事】建築工事費 892,910千円 【建築物と不可分な設備工事】電気設備工事費 119,130千円、機械設備工事費 155,980千円 ○効果促進事業(ハード事業)の内容 【駐車場整備費等外構費】273,295千円【自然エネルギー・機器導入費】58,685千円		 <p>交流エリア(市開発)</p>
KPI <small>※カッコ内の数値は最終事業年度までの「KPI増加分の累計」の目標値</small>	①緑が丘・青山エリアにおける人口(+200人) ②新たな課題解決型サービスに係る公民連携事業実施数(+33件) ③テナント利用率(+100%)		地域コミュニティのアップデートや働く場や賑わいの創造に合わせた域内外から移り住む仕組み戸建住宅団地の再耕による持続可能なまちづくりにチャレンジする。 関連URL https://www.city.miki.lg.jp/site/renkei/29999.html

事業概要【柏陽地区複合施設整備事業】

申請者	北海道恵庭市				初回採択回	令和7年度第1回募集	
事業計画期間	R7-R9年度				期間中の総事業費 (カッコ内はR7年度事業費)	1,975,926千円 (28,017千円)	
経費の種類	ソフト事業		拠点整備事業	✓	インフラ整備事業	✓	事業分野 まちづくり分野
目的・効果	<ul style="list-style-type: none"> 当該地区に子どもが集まることができる施設が無いことや、高齢者人口割合が高く、地区中心部への公共施設集約が望まれていることから、複合施設整備によりコンパクトシティの推進と地域交流の場の提供を図る。 機能維持を主眼とした施設統廃合の推進を図り、長期的視点をもって将来の財政負担の軽減・平準化のための公共施設の適正配置を実現する。 						
事業概要・ 主な経費 ※経費内訳はR7年度事業費	<p>【事業概要】 老朽化した市営住宅建替集約により発生した余剰地に複合施設を整備する。また、本施設と一体的な公園整備や周辺の道路拡幅事業等を実施する。</p> <p>【拠点整備事業経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○柏陽地区複合施設整備費 ・施設設計（2か年中1年目） 23,606千円 ・外構設計（2か年中1年目） 156千円 ・駐車場設計（2か年中1年目） 1,237千円 <p>【インフラ整備事業経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○柏陽地区複合施設敷地内の公園整備 ・公園設計（2か年中1年目） 3,018千円 						
地域の多様な 主体の参画	<p>民間事業者において、設計・整備・維持管理・運営を一括実施し、効率的な事業推進を図る。また、運営にあたっては、指定管理者によるイベント開催や、町内会や市内外団体の活動を通じ利用者増加等につなげるとともに、各団体と連携し利用者目線の意見を吸い上げ事業内容に反映する。</p>				KPI ※カッコ内の数値は最終事業年度までの「KPI増加分の累計」の目標値	<ul style="list-style-type: none"> ①柏陽地区の人口増加 (+296人) ②施設集約前後の利用者数 (+4,838人) ③市民意識調査による柏陽地区のこれから住み続けたいと感じた人の割合 (+1.5%) 	

第2世代交付金の採択事例（モビリティの確保に対する支援①）

事業概要【多摩市自動運転バス社会実装によるバスネットワーク維持・確保事業】

申請者	東京都多摩市	初回採択回	令和7年度第2回募集
事業計画期間	R7-R8年度	期間中の総事業費 (カッコ内はR7年度事業費)	159,435千円 (65,145千円)
経費の種類	ソフト事業 <input checked="" type="checkbox"/> 拠点整備事業 <input type="checkbox"/> インフラ整備事業 <input type="checkbox"/>	事業分野	生活環境の創生
目的・効果	<p>当市は、都心への良好なアクセスを活かし、大都市郊外のベッドタウンとして成長してきたが、丘陵地にあるニュータウン地区では少子高齢化と人口減少が顕著となっている。自動運転バスの導入を通じて、市民にとって必要不可欠な路線バスの維持・確保を図ることで、少子高齢化や人口減少が進む中でも都市の活力と魅力を維持することを目的とする。</p>		
事業概要・ 主な経費 <small>※経費内訳はR7年度事業費</small>	<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動運転バスにとっての走行環境に恵まれた多摩ニュータウンにおいて、大型の自動運転バスを導入することにより、輸送量の向上を図るとともに、安定・効率的な運行による渋滞緩和と交通網の維持・環境負荷を低減することによって、バスネットワークの維持・確保を行う。 大型の自動運転バスの運行により幹線交通を確保することにより、その他の路線に、不足する乗務員を再配分し、支線交通を維持することで、地域全体の交通網を確保し、まちの回遊性や人々の交流を促進する。 <p>【ソフト事業経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメント費 31,325千円 労務費 19,991千円 自動運転車両費（リース） 9,900千円 その他（システム関連費、設備関連費、車両関連費等） 		
地域の多様な 主体の参画	<ul style="list-style-type: none"> 民間バス会社による循環系統かつ道路環境が自動運転走行に最も適する路線にて実証を行い、課題の洗い出しと実証エリアの受容性醸成に取り組むとともに、民間企業による自動運転技術を開発・向上をするとともに、改造車によらない市販の自動運転車両の開発のコスト削減を行う。 民間バス会社及び民間事業者、地元大学と連携して、運行実績及びアンケート調査を実施し、収集・現地対応・分析により効果測定を行う。 認知拡大・利用促進では、地元大学と連携し、小学生を対象とした自動運転に関する出前授業や市民参加型イベントなどの企画検討・実施する。 	<p>KPI (★は必須KPI) ※カッコ内の数値は最終事業年度までの「KPI増加分の累計」の目標値</p>	<ul style="list-style-type: none"> 将来展望人口（目指すべき将来人口）の増加人数（+51人） 自動運転走行率（+85%） 自動運転車両の乗車人数（+4,800人）

第2世代交付金の採択事例（モビリティの確保に対する支援②）


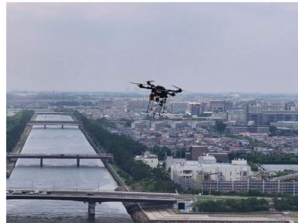


事業概要【暮らしを支える地域モビリティ・ミックス推進事業】

旧制度（推進）

申請者	千葉県勝浦市	初回採択回	令和6年度第1回募集		
事業計画期間	R6-R8年度	期間中の総事業費 (カッコ内はR7年度事業費)	54,527千円 (23,999千円)		
事業タイプ・類型	地方創生推進タイプ・横展開型	事業分野	まちづくり分野		
目的・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通空白地の解消 ・夜間の移動手段の確保による地域住民の安全確保及び観光振興 ・運行管理におけるデジタル技術の導入による利便性向上 ・モビリティ・マネジメントの推進による公共交通の利用促進 				
事業概要・ 主な経費	<p>【事業概要】 単に既存の公共交通の存続ではなく、新たな形の公共交通の導入のほか、デジタル技術の活用などにより、より効率的で利便性の高い公共交通網の形成を目指すとともに、公共交通における課題を地域全体で認識し、課題解決に向けた取組を行う。</p> <p>【主な経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通不便地域の解消に向けた新たな公共交通の運行（委託料）7,990千円 ・夜間における移動手段の確保（委託料）3,520千円 ・デマンドタクシーにおける運行管理システムの導入（委託料）9,673千円 ・地域公共交通活性化協議会の運営支援及び地域公共交通計画の進捗評価・見直し（委託料）1,353千円 ・公共交通を利用したお出かけツアーの実施（委託料）759千円 ・モビリティ・マネジメントに関するセミナーの実施（委託料）704千円 				
※経費内訳はR7年度事業費	<p>①地域の人口・世帯数（▲1,164人）</p> <p>②人口における社会増減数（+80人）</p> <p>③市内路線バス利用者数 + デマンドタクシー利用者数 + 新たに導入された公共交通の利用者数（+3,100人）</p> <p>④旅行消費単価（+600円）</p>			関連URL	調整中

事業概要【幕張新都心を中心とした先端技術実装による都市型未来都市の実現】

旧制度（推進）

申請者	千葉県千葉市	初回採択回	令和4年度第1回募集	
事業計画期間	R4-R8年度	期間中の総事業費 (カッコ内はR7年度事業費)	422,950千円 (90,147千円)	
事業タイプ・類型	地方創生推進タイプ・Society5.0型	事業分野	まちづくり分野	
目的・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ドローンや自動運転モビリティ等の先端技術産業の集積により、域内資源との創発を引き出し、幕張新都心の活性化に寄与する。 ・先端技術の導入・社会実装に向け、住民の理解等、社会受容性を拡大する。 ・自動運転モビリティ等により、域内の回遊性向上を図り、まちの賑わい創出に寄与する。 			
事業概要・ 主な経費 ※経費内訳はR7年度事業費	<p>【事業概要】 多様な主体が参画した官民協働による社会課題解決型の新しいサービスを確立する事業を実施する。</p> <p>【主な経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ドローンの長距離物流の社会実装に向けた実証 <ul style="list-style-type: none"> ・社会課題対策事業 7,000千円 ・社会受容性拡大支援等 4,347千円 ○自動運転車の社会実装に向けた実証 <ul style="list-style-type: none"> ・公道レベル4技術実証 28,800千円 ・交差点等インフラ整備 10,000千円 ○未来技術モビリティのサービス実装に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ・最先端モビリティサービス導入支援等 20,000千円 ・コンソーシアム運営推進計画策定 20,000千円 		   	
KPI ※カッコ内の数値は最終事業年度までの「KPI増加分の累計」の目標値	<ul style="list-style-type: none"> ①新たに社会実装した先端技術を活用したサービス利用者数 (+94,192人) ②社会受容性の拡大に資する事業への参加者数 (+2,520人) ③新たに社会実装した先端技術を活用したサービス数 (+6件) ④幕張新都心の日々活動人口 (+15,000人) 		<p>関連URL</p> <p>https://www.city.chiba.jp/sogosei/saku/sogoseisaku/kikaku/06chiho/usouseibukai.html</p>	

新地方創生交付金

(第2世代交付金)

地方創生交付金を**大幅刷新!**
地方(地方六団体)の声を聴き、地方がそれぞれの特性に応じた発展を
遂げることができるよう、地方にとって**自由度の高い仕組みに!**

1 使い勝手よし

- ・ソフト・拠点・インフラを組み合わせ
て一本で申請可能
- ・デジタル活用の義務はありません



2 事業規模よし

- ・上限額を倍増
- ・補正予算事業でも
複数年度事業が可能に

当初予算は
2,000億円に倍増

ソフト事業・
拠点整備事業それぞれ
上限:10件、10億円/年度
※市区町村の場合

3 相談・審査体制よし

- ・東京の有識者ではなく、地域の多様な
関係者が参画
- ・国の相談窓口は年間を通じて常時対応



まずは相談をしてみましよう!

【お問い合わせ先】

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局
電話：03-6257-1416 Eメール：chiiki.osei-senko@cao.go.jp

